

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート NO.5

自立をめざすまちづくり

(定住化、住民活動、行財政などの視点)

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	53.0	対象年度	24	担当課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策19	定住化の促進							
施策53	定住化を促進するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 本町は、鉄道交通の要衝であるとともに国道・県道が県内の各方面を結んでいます。
- 通勤・通学には良好な住環境といえますが、町全体の人口は年々減少していることから、減少要因を詳しく分析するなど、人口をどのように維持していくかが大きな課題となっています。
- 雇用の場の確保、起業の支援を行うとともに、安心して子育てができる環境の整備と各事業間の連携による総合的な施策の展開が求められています。
- 分譲住宅地の「グリーンタウンなんごう」と「ゆとり〜と小牛田」の販売促進はもとより、美里町に新しく住宅を構え、転入した方に対する支援金の拡大についても検討が必要となっています。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

人口減少を抑制する。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 人口減少の要因を分析するとともに「住み慣れた地域に住み続けたい」という愛着の持てる町づくりを推進します。
- 子育てを行う家庭に対する各支援策の推進とその周知に努めるとともに、雇用を確保、創出する施策などを推進し定住化を促進します。
- 分譲住宅地「グリーンタウンなんごう」と「ゆとり〜と小牛田」の販売を促進します。
- 美里町に転入し、民間分譲住宅地などに住宅を取得した方に対する住宅取得支援金の適用拡大を検討します。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	住民基本台帳人口(各年3月末)					
指標名	美里町総合計画における基準人口の維持率					
指標の考え方	人口減少社会においては、いかに人口減少を抑制していくかが必要な視点となります。このことから、本計画に掲げる基準人口を維持することを目標としました。 (各年の実績人口÷各年の基準人口×100)					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	100以上	100以上	100以上	100以上
実績値	—	—	100.45			

基準値の設定概要	
----------	--

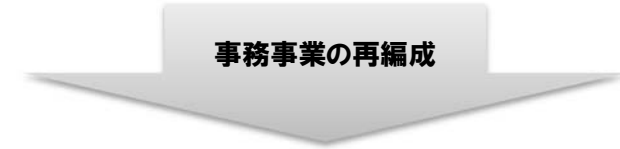
## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 子育て支援策の推進及びその周知《施策30と連携》
- 雇用の確保、創出施策の推進《施策42と連携》
- 住宅取得支援金の継続
- 民間分譲住宅地などに住宅を取得した方に対する住宅取得支援金の適用拡大を検討

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	<p>少子高齢化の進展により大幅な人口の減少が見込まれている中、特に都市部から離れた地方ほど減少度合いが顕著である。その中で、雇用の場の確保や子育て環境の整備、住宅取得支援などの総合的な定住化施策を講じて進めなければ、人口減少を抑制することは難しい。</p> <p>まず、雇用の場の確保・創出については、これまで以上の企業誘致活動と起業を考えている人の支援、企業の視点に立った6次産業化による農業分野での雇用創出などにも取り組んでいかなければならない。</p> <p>また、子育て支援については、核家族化による共働き世帯の子どもを預かる「預かり保育」事業のサービス提供が重要であることから、統合幼稚園の開園をはじめ既存の保育所等の全施設の運営の中で待機児童の対策をしっかりと行い、保護者が安心して働ける子育て環境の整備を図る。</p> <p>さらには、未就学児のいる世帯等の転入を促進することが人口減少を抑制するためには効果的であり、生活環境の中でも、子育て環境の整備が必要と考える。町独自の子育て家庭への支援施策の周知などにより、子育て世帯に対して、町が推進している住宅分譲地以外の民間分譲地などへの住宅取得支援策を新たに設けることにより、定住の推進につなげていく。</p>
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	<p>人口減少の要因について考えてみると、20歳から30歳までの就職や婚姻などによる流出人口が顕著である。雇用の場の確保は大きな課題であるが、30代以降については、子育て世代ともなることから減少傾向は緩和される傾向にある。</p> <p>このことから人口の減少を抑制するには、未婚者が多い現状で出生数の増加を望むことは難しく、未就学児のいる世帯等の転入を促進することが効果的であり、このためには子育て環境の早急な整備と町が推進している住宅分譲地以外の民間分譲地も対象とした子育て世帯向けの住宅取得支援策を新たに設けることが、定住の推進につながると考える。</p>
事務事業の展開手法	<p>子育て支援施策で、町独自の無認可保育施設利用保護者への月額10,000円の助成があること、子ども医療費助成が小学6年生までとなっていること等を積極的にPRし、また子育て施設の紹介、保育所の待機状況などの情報を提供する。</p>
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	<p>町が推進している住宅分譲地以外の民間分譲地などへ、子育て世帯向けの新たな住宅取得支援策として、未就学の子どもを扶養している世帯が転入し、新たに住宅を新築、購入した場合に奨励金を交付する。</p>
オ 業務構造、事務事業間の連携など	<p>子育て支援策について、健康福祉課、子ども家庭課、子育て支援センター、保育所、幼稚園など、関係する職員がある程度の支援内容や定住化支援策について、情報を共有しながらわかりやすい冊子等にまとめて、周知していく取り組み体制が必要である。</p>



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
統合新規	予算	住宅取得支援事業	推進地域の当該持家に対する固定資産税等相当額を上限15万円で5年間交付する。				
新規	予算	定住促進奨励事業	推進地域外に未就学の子供を扶養している世帯が転入し、新たに住宅を取得した方へ奨励金を交付する。				

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	54.0	対象年度	24	担当課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策20	住民活動の促進							
施策54	住民参画と協働のまちづくりの推進							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 公共サービスや地域課題など、まちづくりに不可欠な住民の意向を十分に把握する必要があります。そのためには、住民懇談会などの開催方法の見直しが必要です。
- また、住民と行政が協働するまちづくりを進める上では、自治会などの地縁組織やNPOやボランティア団体などの志縁組織の自立した活動が大切です。
- 東日本大震災発生時には各地域で自主防災組織が機能し、行政の手が行き届かないところで多くの問題が解決されました。このように身近な社会貢献活動に住民一人ひとりが参加できる支え合いと活気に満ちたまちづくりを進める必要があります。
- “まちづくりは人づくりから”と言われるように人材の発掘と育成が大切です。
- まちづくり人材育成基金を活用し、小学生、中学生、高校生、大学生、社会人のそれぞれの年代にあわせた人材育成が求められます。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

地域課題に取り組む活動を支援する。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 自治会などの地縁組織やNPOなどの志縁組織と連携して地域課題の解決を図り、住民のだれもが参画できるまちづくりを進めます。
- 自治会などの地縁組織やNPOなどの志縁組織を支援していくために、活動発表やボランティア情報、補助金情報等を一元化して提供する場を設置します。
- 各年代別にあわせた事業内容を提供しながら、人材育成基金の有効な活用を図り、住民に研修の場を提供します。
- 行政情報を広く提供し、公共サービスや地域課題などまちづくりに不可欠な住民の意見や意向の把握を十分にいきます。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	地域課題に自ら取り組む団体等					
指標名	(仮称)課題解決提案事業の提案数					
指標の考え方	地域課題に自ら取り組む団体等の活動を促進するため、新たな事業を創設するとともに、提案される事業数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	事業制度化	基準値	基準値↑	基準値↑
実績値	—	—				

基準値の設定概要	地縁組織や支援組織、あるいは地縁団体が新たに連携して取り組む地域課題解決のために提案・実施する事業の数
----------	---

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 歩くまちづくり推進事業による情報提供と地域リーダーの育成支援
- 地域課題の解決に向け活動をしている団体への支援
- NPO等の“広場”の設置
- まちづくり人材育成事業の効果的な運用
- 広報紙、掲示板、ホームページ、みんなの予算等による行政情報の提供
- 広聴活動の推進(住民懇談会・パブリックコメント手続など)

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	<p>地方分権時代における真の住民自治の充実が必要とされているほか、「真の公共サービスとは何か」など新しい行政の在り方や意識改革が求められている。</p> <p>また、近年、地域コミュニティの衰退などにより、子育てや福祉、環境、防犯など町民生活の様々な課題・解決が困難になってきており、これらの課題は、行政や個人、家庭だけで解決するには限界があり、地域コミュニティが地域の課題解決に果たす役割の重要性が見直されている。</p> <p>そこで、自治会などの地縁組織やNPOなどの志縁組織の活動の支援と連携による地域課題を解決するため、地域と行政をつなぐ中間組織である「みさと地域活動サポートセンター」を組み入れた新たなシステムを構築して、住民のだれもが参画できるまちづくりの環境整備を行う。あわせて、各行政区を訪問して行政の情報提供と地域の情報収集を行っている歩くまちづくり推進事業による定期的な訪問や地域リーダーの研修や新たなリーダーの発掘・育成を行う必要がある。</p> <p>さらには、行政からの情報を共有することが重要であり、町の広報紙やホームページ、その他の印刷物等で積極的に情報提供に努めていく。</p>
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	<p>地域づくり支援事業により地域の課題等の解決に取り組んでいる行政区・自治会などの地縁組織を支援しながら活動の拡大と新たに提案事業に取り組む。あわせて、「みさと地域活動サポートセンター」と連携し、地域内にあって活動している各種団体の志縁組織に対しても支援を行い、地域課題に向けて地縁組織と連携する体制へ誘導を図り、住民だれもが参画して課題解決に向けた事業の提案数を高める環境づくりが必要である。</p>
事務事業の展開手法	<p>地域課題に自ら取り組む団体の活動を促進するためには、課題の整理・解決等に向けた取り組みをうまくリードする人材が重要なことから、「みさと地域活動サポートセンター」や関係機関と連携して、研修会を開催して育成に努める。</p>
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	<p>地域の課題は、広範な分野にわたることから行政区・自治会だけでは課題解決に向けた取り組みは難しいこともあり、地域内で活動するNPOなどの関係団体と連携しながら取り組むことが早期の解決に結びつく。したがって、地域の中心となる行政区・自治会の地縁組織と地域内で活動する各種団体の志縁組織の連携体制の構築に努める。</p>
オ 業務構造、事務事業間の連携など	<p>地縁組織と志縁組織の自立と活性化に向け行政の支援とあわせて「新しい公共の場づくり」を目指し活動している「みさと地域活動サポートセンター」の支援協力が重要である。</p>



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
新規	予算	地域連携等推進事業	地縁団体や支援団体、あるいは地縁団体が連携して取り組む地域課題の有効、効果的な解決事業に対して、補助金を助成する。				
既存	予算	まちづくり人材育成事業	<p>・まちづくり人材育成基金運営委員会の主催事業</p> <p>① 小中学生の職業体験、交流事業</p> <p>② 中学生平和体験事業</p> <p>③ 中高生アメリカ派遣事業</p> <p>④ アメリカ語学留学支援事業</p> <p>⑤ 宮城大学特別選抜(地域推薦)入学金等交付事業</p> <p>⑥ 個人及び団体が行う研修に助成する事業</p>				
既存	予算	「みんなの予算」作成事業	町の当初予算の内容と財政状況を町民にわかりやすく伝える冊子の作成、配布				
既存	予算	町花普及事業	庁内9か所に植栽した町花ばらの適期肥培管理				

新規	非予算	歩くまちづくり推進事業	各行政区を訪問し地域課題と地域ニーズを把握するとともに、解決に向けた取り組み方法や情報を提供しながら、地域リーダーの育成の一助とする。					
----	-----	-------------	---	--	--	--	--	--

【10外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	



【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	56.0	対象年度	24	担当課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策20	住民活動の促進							
施策56	NPO活動やボランティア団体を活性化させるための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 地域における様々な課題に対して、NPO、企業、行政などの多様な担い手が協働・連携して解決に取り組む「新しい公共」という価値観が生まれています。
- 福祉や文化、体育、環境、教育やまちづくりなど様々な課題があり、従来、町が独占的に行っていた業務や、行政では対応が行き届かない課題を、住民参加の下に支え合う仕組みを作り上げることが課題となっています。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

持続的な活動を促進する。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- まちづくりや地域づくりを進めるに当たって、地域と行政をつなぐ、中間支援組織の設立を図ります。
- みやぎNPOプラザと連携し、住民組織活動についての情報発信や研修機会の充実を図ります。
- NPO等(法人格の有無を問わない)の実態把握に努めます。また、行政サービスとの連携を図ります。
- NPO等の活動内容について情報提供に努め、住民の社会貢献活動への参加を促します。
- NPO等の活動を支援するための各種情報を、一元化して提供する場を設置します。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	地域課題の解決に取り組む団体等					
指標名	町内に活動拠点を置くNPO法人の数					
指標の考え方	地域における様々な課題に対し、多様な担い手が必要となっていることから、法人格を取得し、持続した活動を行う団体の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	6団体	6団体	6団体	7団体	7団体	8団体
実績値	6団体	6団体				

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- (仮称)みさとNPOサポートセンターの設立
- みやぎNPOプラザと連携しての情報提供
- 町内を中心に活動しているNPOの実態調査
- NPO活動の促進と住民への周知

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	地域における様々な課題に対して、NPO、企業、行政などの多様な担い手が協働・連携して解決に取り組む「新しい公共」という価値観が生まれており、そのための仕組みづくりに取り組んでいかなければならない。そのため、地域と行政をつなぐ中間支援組織として「みさと地域活動サポートセンター」を位置づけ、連携・協力をし、NPO等の団体の育成に取り組まなければならない。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	みさと地域活動サポートセンターでは、NPO等(法人格の有無を問わない)の実態把握に努め、NPO等の活動を支援するための各種情報を一元化して提供するとともに、それらの団体の活動内容について情報提供を行い、住民の社会貢献活動への参画を促す活動と研修機会の提供を担ってもらうことで、社会的信用性の高いNPO法人の増加を目指していく。
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	地域における様々な課題に対して、多様な担い手が必要であり、中でも社会的信用性のある法人活動団体がより望ましいことから、みさと地域活動サポートセンターと連携・協力して様々な研修機会を提供しながら人材育成を行い、NPO法人の設立へ誘導していくものとする。
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	地域における様々な課題に対して、多様な担い手が必要であり、住民活動団体、NPO法人だけでなく、企業とも協働・連携して解決に取り組む体制が最良と考えられることから、その構築に「みさと地域活動サポートセンター」と連携・協力して取り組む必要がある。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	住民活動団体を活性化し、その中からNPO法人へ誘導していくためには、「みさと地域活動サポートセンター」と連携した活動において、「みやぎNPOプラザ」や関係機関の協力を得ながら情報発信や研修機会の提供を行っていくことが効率的な進め方と考える。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
新規	非予算	新しい公共の場づくりのためのモデル事業	みさと地域活動サポートセンターを行政と地縁組織や志縁組織の中間支援組織と位置付け、住民の参画するまちづくり、地域づくりの仕組みを構築する。 ・住民活動組織の活性化に向けた研修会、情報提供、活動の紹介、 ・持続的活動で、社会的信頼性の高いNPO法人への誘導に向けた人材育成	—			
新規	予算	地域活動サポートセンター事業	住民主体のまちづくりを進める上で重要な地縁組織や志縁組織の活性化と、情報提供などの役割を担うみさと地域活動サポートセンターの活動支援		—	—	—

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	57.0	対象年度	24	担当課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策21	交流の促進							
施策57	国際交流を促進するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 平成20年度に美里町と米国ミネソタ州ウィノナ市が、国際友好姉妹都市協定を結び、中高生を中心とする相互訪問を行っています。
- 中高生の交流は、国際友好や異文化理解を深めることに加え、生きた英会話を学ぶ貴重な機会として、英語教育の重要な役割を担っています。
- 旧南郷町が実施してきた中国山東省済南市長清区との交流は、職員を派遣するなど意向を確認しているところですが、平成18年6月から現在まで連絡がない状態が続いています。
- また、町内在住外国人との交流を行い、共生社会の形成と異文化理解の推進に努めています。
- 今後は、こうした国際友好姉妹都市との交流の継続と、町内在住外国人との交流から、国際性豊かなまちづくりと国際社会に対応できる人材の育成に努めていきます。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

国際社会への理解を深める。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- (1) 国際社会に目を向けた人材を育成するために、次代を担う中高生を積極的に姉妹都市へ派遣します。
- (2) 国際理解を深めるため、姉妹都市や町内外に在住する外国人との交流による広域的な国際交流事業を展開します。
- (3) 国際貢献活動に参加できるよう情報提供を行います。
- (4) 国際交流関係団体を支援するとともに、事業の連携を図ります。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	住民					
指標名	国際交流事業への参加者数					
指標の考え方	共生社会の形成と異文化への理解を進めるためには、国際交流の推進が必要なことから、国際交流事業への参加者数の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	620人	180人	630人	640人	650人	660人
実績値	620人	202人				

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- (1) 姉妹都市米国ミネソタ州ウィノナ市との友好・教育交流
- (2) 国際交流フェスタ事業(スプリングフェスタ、オータムフェスタ)
- (3) 国際貢献活動(国際協力機構「青年海外協力隊」など)の情報提供
- (4) 国際交流関係団体の支援及び事業の連携

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	国際社会への理解を深めるには、海外で研修する機会、国内で外国人と接する機会、意思疎通を図るために外国語を学ぶ機会などが必要と考える。アメリカで中高生が研修することは、多民族国家であるアメリカを通して国際文化を学ぶことであり、世界共通語である英語力の向上につながると考える。 また、町内外に在住する外国人との交流は、在住外国人の増加に伴う多文化共生社会に対応していくために必要であると考えます。 現在、町が国際理解を深めるため取り組んでいる国際姉妹都市や町内外に在住する外国人との交流を継続・発展させるとともに、学校教育や社会教育の各種事業の中に組み入れて交流の機会を増やすことができないか模索する。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	国際交流事業への参加者数を増やすことについては、現在取り組んでいる国際交流フェスタ事業において、一部事業関係の参加者にとどまっているところもあり、広く参加を呼び掛けながら事業を実施する。また、オータムフェスタ事業等に参加していただく外国人の増加にも努め、効果的に国際理解を深められるよう展開することが必要である。
事務事業の展開手法	国際交流事業を進める上で、民間団体や在住外国人の協力・活用が重要な要素と考える。中でも、美里町国際交流協会は、国際姉妹都市との交流において長年の経験と実績を残しており、会員の意識も高まっている。また、町内在住外国人の中には、交流活動・事業に積極的に取り組んでいる人たちもいるので、事業推進するための必要な人材は確保できると考える。
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	国際社会への理解を深める取り組みは、ALTの活用や町内在住外国人の協力により実施可能と考えられることから、関係機関、関係者と協議を行い、取り組みの可否について模索する必要がある。 なお、姉妹都市米国ウィノナ市とは、相互の信頼関係が築かれており、安定した事業の展開が可能となっている。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	学生の英語力向上のため、小中学校の英語教育との連携強化を図る。また、国際交流協会を中心とした民間の結びつきから外国人との繋がりが生まれていることから、将来的に国際交流事業の大部分について国際交流協会等に事業委託する方向が妥当と考えている。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	国際交流事業	国際社会への理解を深めるため、中高生の海外派遣や町内外に在住する外国人との交流を実施				
新規	非予算	国際平和青少年育成推進事業	国際交流事業や平和事業にボランティアとして協力する高校生や大学生等を募集し、事業への理解を深め、人材を育成する。				

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見	
主任評価委員	評価委員



# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	58.0	対象年度	24	担当課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策21	交流の促進							
施策58	地域間交流を推進するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 現在、福島県会津美里町と観光関係者やイベント等を通じた交流が行われています。また、神奈川ゆめコープとの交流では、田植え・草刈り・稲刈り等の体験を通して、生産者と消費者との交流が行われています。
- 交流人口を増加させるためには、産業、歴史、文化、物産・観光などの分野における新たな交流の展開が求められています。
- 東日本大震災のような広域的な大規模災害に備え、県内外の市区町村との災害時相互応援などの新たな地域間協力が求められています。
- 平成24年2月に東京都足立区と「災害時における相互応援に関する協定」を締結しました。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

地域間交流を促進させる。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 東日本大震災のような広域的な大規模災害に備え、東京都足立区をはじめ、県内外の市区町村との災害時相互応援や自治体間の交流事業について検討します。
- 歴史、文化、物産・観光の分野における新たな交流を実施するとともに、現在、交流を実施している団体などを支援し、交流人口の増加を図ります。
- グリーン・ツーリズムの受入農家や農家レストランを起業する住民を支援するなど、都市農村交流をはじめとする地域間交流を進めます。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	地域間交流者					
指標名	地域間交流人口					
指標の考え方	歴史、文化、物産・観光等の分野において、交流を生み出すことは、地域に活力を生むとともに、相互の助け合う関係構築につながることから、地域間交流人口の増加を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	120人	150人	160人	170人	180人
実績値	—	30人				

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 県内外の市区町村との災害時相互応援協定の締結に向けた検討《施策46と連携》
- 交流団体の活動支援《施策38と連携》
- 都市農村交流事業及びグリーン・ツーリズム推進事業

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	地域間交流を促進させるキーポイントは、農村地帯にある本町の資源である自然豊かな農村風景や農産物、田舎料理、農作業体験などを活用した交流であるとする。そのため、この資源を都市部の人にとっていかに魅力的な企画を作り上げ、受入れ農家等を確保して、交流事業としてコーディネートする人材が重要である。この人材については、様々なノウハウを持っている民間の力を利用することも一つの考えである。また、地域間交流を促進するうえで、東日本大震災のような広域的な大規模災害に備え、県内外の市区町村と災害時相互応援協定を締結した自治体と人材、物産、観光等の交流まで拡大させることも、地域間交流を促進させる方法である。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	地域間交流人口の増加を目指す取り組みについては、現在取り組んでいる交流の継続と災害時相互応援協定を締結した自治体との新たな交流事業の展開を進める。 また、特に有名な観光名所もない本町では一挙に増加させることは難しいことから、本町の資源を活用した地道な展開により、自然、生活・文化、町民のもてなしのなど訪れた人に第二ふるさとと感じてもらい、リーダーの広がりによる増加となる取り組みも一つの方法であるとする。
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	地域間交流を進める考え方として、民間主導で行うことがより効果のある交流になると考えられる。そこで、町内の事業者には経営手腕や企画に優れている事業主がいるので、その方々に参画してもらうことが事業推進には不可欠と考える。(民間人の活用)
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	町が行う交流は、費用対効果などを考えた行政的な事業範囲にとどまる傾向にあることから、企画段階から様々なアイデアを有する民間の方々にも参加していただき、民間主導型の交流事業を進めることで、より交流の拡大が見込まれると考える。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	交流に関しては、交流内容にも関連しますが産業振興課、商工観光室が中心となり、遠田商工会、美里町物産観光協会など関係団体等と連携しながら取り組みの体制を整備しなければならない。交流事業の具体的な内容について協議する際には、民間の代表者なども参画した中で進めていくことが適当と考える。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
新規	非予算	地域間交流推進事業	新たな地域間交流事業に向けた関係自治体、団体等との協議・調整				

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	



【10外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	60.0	対象年度	24	担当課	まちづくり推進課	課長名	武田 啓一
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策23	男女共同参画社会の推進							
施策60	男女共同参画社会を推進するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組みが進められてきましたが、性別による固定的な役割分担等を背景とする諸問題は解決されたとは言えない状況にあります。
- 少子高齢化の進展に伴う労働人口の激減により、これまで以上に女性の労働力や社会進出が求められることは間違いなく、就労や社会参加を希望する女性を支援する制度の改革や社会的な体制づくりも不可欠となります。
- 町では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、平成20年3月に美里町男女共同参画推進基本計画を策定しました。
- 関係機関と連携を図りながら、住民に対する啓発活動をはじめ、身近に起こりうるドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、ストーカー行為の被害防止活動や相談窓口の設置が求められています。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

男女共同参画社会の実現

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- (1) 美里町男女共同参画推進基本計画に基づき、関係機関・団体との連携強化を図り、男女共同参画社会の実現に取り組めます。
- (2) 町の政策形成の場に女性の意見を反映させるため、各種審議会等における女性の参画機会の拡大に努めます。
- (3) 「広報みさと」やホームページ等を活用した情報提供や男女共同参画週間のキャンペーン、講演会・研修会の開催等による啓発事業を行います。
- (4) ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメント、ストーカー行為の被害防止のための相談窓口の設置や相談活動を行い、警察など関係機関との連携を図ります。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	住民					
指標名	町の各種審議会等の女性委員の登用率					
指標の考え方	法令、条例、規則等に基づいて、所掌する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関である各種審議会等で、その審議会委員全体に占める女性の委員の割合を30%以上とすることを目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	30%	30%	30%	30%	30%
実績値		27.8%				

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- (1) 男女共同参画社会推進体制の充実
- (2) 各種審議会等における女性の参画機会の拡大
- (3) 男女共同参画の啓発事業
- (4) 被害者相談窓口の継続と関係機関との連携

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	男女が互いの性差を理解した上で、それぞれの人権を尊重し、社会のあらゆる分野において共に参画して、対等のパートナーとして協働しながら、個性と能力を発揮し、安心して生き生きと暮らせる男女共同参画社会を実現するため、住民や企業、地域が一体となった取り組みが重要であり、その啓蒙・啓発と研修の充実を図る。 また、事業推進にあたっては、美里町男女共同参画推進懇話会において効果的な事業実施の内容について決定しながら進める。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	今日、女性の社会進出は広がりを見せているが、政策や方針などの意思決定過程への女性の参画は、公的・私的の分野を問わず立ち遅れている実情となっている。 町としては、男女共同参画社会の実現を加速させるため、政策や方針に女性の立場や視点からの意見を反映させていくための各種委員会・審議会などへ女性委員の登用率30%を目標に推進することとしている。
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	男女共同参画に関する施策を総合的に推進していくことから、専門に担当する職員の配置の検討と町職員への男女共同参画に関する啓発と研修の充実を図り、今後も体制の整備に努める。 また、地域で活動している女性の方々を支援しながら女性リーダーの養成を行い、将来的には各種委員会・審議会などの女性委員として活躍していただく人材の育成・確保に努める。
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	男女共同参画社会の実現を目指すためには、町民や企業、地域が一体となった取り組みが重要であり、その啓蒙・啓発と研修を継続的に実施しながら、実現のための理解と合意形成を広げるために、「美里町男女共同参画推進基本計画」に基づき、総合施策として進める。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	男女共同参画社会の実現を目指すためには、町民や企業、地域が一体となった取り組みが重要であり、その啓蒙・啓発と研修を継続的に実施しながら、実現のための理解と合意形成を広げるために、「美里町男女共同参画推進基本計画」に基づき、総合施策として進める。 男女共同参画社会の実現は、町民や企業、地域が一体となった取り組みが重要であるが、行政としても総合的に推進していかなければならず、組織横断的な連絡・調整と関係事業の状況を確認するなど進行管理を行い、取り組まなければならない。特にDV被害者からの届け出の受理による情報端末の表示については、職員として被害者保護のために徹底した理解と管理が必要となり、情報の流出は避けなければならない。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	男女共同参画推進事業	・男女共同参画推進懇話会の開催 ・男女共同参画研修会開催 ・県開催等の研修会への派遣 ・啓蒙、啓発活動				

## 【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	



【10外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	61.2	対象年度	24	担当課	総務課	課長名	佐々木 守
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策24	健全な行財政運営							
施策61	行政運営の効率化を推進するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 複雑化、高度化する社会の中、専門性の高い行政サービスが求められています。
- 総合計画の進行管理及び行政評価については、試行錯誤を繰り返しながら、取り組んできたところです。
- 一方で、合併後、短期的かつ集中的に予算編成や行政評価制度などの各システム(仕組み)がそれぞれの部署で構築されてきたことから、システム相互の連携不足が生じています。
- 今後は、トータルシステム(連携の仕組み)としての再構築とマネジメント感覚を身に着けるため、さらに徹底した対応が求められます。
- 平成19年2月に策定した第1次行政改革大綱が平成24年3月に終了し、引き続き、第2次行政改革大綱の策定が求められています。
- 無駄の排除と事務の効率化を図るためには、日々の業務を遂行する中で、一人ひとりの職員が自覚を持って自主的に取り組むことが求められます。そのためには、その根底となる職員の意識改革と組織体質の改善に取り組んでいかなければなりません。
- 大崎地域広域行政事務組合については、共同事務の現状と課題を整理し、効率性を重視した共同事務の展開が求められます。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

美里町総合計画の着実な推進を図る。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- (1) 「最大の効果」を「最少の経費」であげる施策を推進するため、実施計画、予算編成、政策評価などの連携を強化し、公正で透明性の高い総合計画の進行管理を行います。
- (2) 高度専門化する政策課題に対し、迅速かつ的確に対応するため、大学など学術機関との連携強化を図ります。
- (3) 第2次行政改革大綱を策定し、事業の重点化を図りながら一つひとつ着実に推進します。また、専門的な助言・指導を行う専門指導員を配置するなど、効率よく組織的に行政改革を進めます。
- (4) 共同事務の現状と課題を整理し、新たな共同事務の検討と併せ(仮称)大崎地域広域市町村圏計画を策定するとともに、効率性を重視した広域行政の運営を推進します。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象					
指標名					
指標の考え方					
目標値					
実績値					

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- (1) 事業別予算及び決算と連携した実施計画及び政策評価の展開
- (2) 公正で透明性の高いマネジメント・サイクルの確立
- (3) 第2次行政改革大綱の策定及び計画的な実施並びに進行管理
- (4) (仮称)大崎地域広域行政市町村圏計画の策定
- (5) 大崎地域広域行政事務組合の継続運営
- (6) 大学など学術機関との地域連携協定の締結

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	<p>総合計画の着実な推進を図るためには、各施策の目的及び目標の実現に向けたシステムを確立することで、効率的な行政運営を目指す。また、システムが有機的なものとして持続するためには、専門的な視点を取り入れながら、システムを改善していくことも大切である。</p> <p>これまでは、仕組みはあったものの、ベクトルがバラバラのまま、取組みの目的・内容・時期ともに十分に連携できずに、職員間に「やらされ感」がまん延した。取組みの実効性を確保するために、施策63と連携しつつ、風通しの良い職場環境と進取の気概のある職員への変革に向けた取組みを進める。</p> <p>そのためにも、組織管理課である総務課の取組強化が不可欠である。</p>
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	<p>「ヒト、モノ、カネ」と情報・時間を考慮したシステムを確立し、人事・行革・広聴が有効なツールとして取組みを進めることが大切であり、定期的な打合せをルール化する。また、総合計画の施策は多岐にわたり、事業を実施する担当課及び関わる職員数も多い。そのため、職員のコミュニケーション能力を向上する取組みを進めるとともに職員適正化計画と連携したアウトソーシングの検討を進め、民間活力を利用して、行財政の効率化と行政サービスの質的向上を図り、各施策の目標達成を実現する。</p>
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	<p>町の将来像実現に向けて、職員自身も自分の将来の姿を描けるようにならないといけない。</p> <p>職員研修の充実と責任の明確化から“やらされて動く職員”ではなく、“やりがいで動く職員”に変えていかなければならない。人は、目的を理解し、必要性を感じることで初めて行動に移すことができる。変革を実感できる組織となるには、強いリーダーシップの下、スピード感を持って取り組まなければならない。</p> <p>また、管理する立場の職員には、部下を追及するのではなく、新しい知恵を生み出す対話型のコミュニケーション能力が求められる。</p>
エ 、規制、インセンティブ、情報、環境要因など	<p>目的・目標を共有した取組みの場に職場がある。現在、組織(課)としての体をなしていないのであれば、単なる勤務先・机のある場所に過ぎない。</p> <p>総合計画では、ビジョンとベクトルが描かれ、目的と目標が明確にされている。大切なことは、その情報を共有し、職員同士が普段から会話ができるような信頼関係を築き、意識的にコミュニケーションを深め、意欲的に事務事業に取り組める環境の整備である。そのためには、試行錯誤しながら実践することにより、仕事に対する満足感が得られ、その実感から、やりがいを持った職員へと変革させるとともに、職員の取組みを支援する組織体制と評価する制度の確立である。</p> <p>良いことだと理解していても、必ずしも意欲的かつ積極的に取り組めるものでもない。小さな身近な事務改善に向けた取組みであってもその取組姿勢を評価し、組織全体の取組みへとつなげることで組織風土の変革を実現したい。</p> <p>なお、現在、総合計画と事務事業の実実施計画等調書が十分に連携していない。施策課題解決に向けた取組みを推進するためには、組織全体の政策形成能力の向上を図る必要があるが、どのように施策管理を進めるかについての検討は急務である。</p>
オ 業務構造、事務事業間の連携など	<p>アウトソーシングの課題となる問題点を把握し、先進的な取組みを検証し、施策63の中の人事管理システムの構築と強く連携し、行財政運営の効率化を図る。</p>



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	行政改革推進事業	<p>総合計画の着実な推進を図るために、人事・行革・政策・財政・広聴機能が連携した有機的なマネジメント・サイクルを確立する。</p> <p>事務改善に積極的に取組み、職員の意識改革、組織風土の変革を進める。</p>				
既存	予算	行政改革推進委員会運営	<p>社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な行政運営を推進するため、行政改革の課題及び推進について調査審議し、答申する。</p>				

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	



# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

<b>【①基本情報】</b>	調書NO	62. 1	対象年度	24	担当課	企画財政課	課長名	須田 政好
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策24	健全な行財政運営							
施策62	財政を健全化するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 平成19年度に策定した財政健全化計画においては、平成19年度から平成23年度までの5年間に生じると予測した財源不足額(約19億2,300万円)の一部について、基金の取り崩しによって補てんすることとしていましたが、実際には財政調整基金及び減債基金を減少させることなく財政運営を行ってきました。
- これらの基金を減少させなかったことで、東日本大震災時の緊急対策を考える際、大きな不安を抱くことなく対応することができました。
- 一般会計における地方債残高が平成21年度末で126億5,537万円、平成22年度末で144億5,808万円と増加傾向にあります。
- これは地方交付税の現金交付の不足分を肩代わりしている臨時財政対策債を引き続き発行したこと、平成22年度において国営かんがい排水事業負担金を償還し、及び大崎東部土地開発公社に対し土地代金を繰上償還するために、合わせて20億9,320万円を借り入れたことにより、増加したものです。
- 財政健全化については、平成22年度においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた健全化判断比率をクリアしましたが、このことが将来とも財政が健全であり続けることを保証するものではないことから、「事業の選択と集中」を継続的に進め、無駄を排除するとともに、無理な投資は行わないことが必要です。
- 今後、災害復旧・復興事業を実施していくためには、多額の資金が必要になりますが、大幅な税収の落ち込みが予想され、一段と厳しい財政運営となることから、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、確実に実施していかなければなりません。
- 町税、特に町民税及び固定資産税の賦課額が減少している中で、自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化には重要です。また、徴収対策の強化は、税の公平性と納税秩序の上からも重要です。
- 東日本大震災により倒壊した家屋、その後に新築される家屋が相当数に及ぶことから、課税客体の適正把握に努めなければなりません。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

実質公債費比率の上昇を抑制することにより、自由に使える財源を増やす。

収納率の向上を図る。

収納率の向上を図る。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- (1) 見直し後の総合計画における主な事業に係る経費並びに一般職に属する職員に係る定員適正化計画に基づく人件費及び特別職に係る人件費を推計の上、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、毎年度の予算に反映させ、着実に実施していくこととします。
- (2) 現年度の収納率向上に向けて、納税者の利便性に配慮し、コンビニ収納及びゆうちょ銀行納付を継続するとともに、新たにクレジット収納も検討します。電話催告などについては、一部民間委託を推進します。また、住民税特別徴収義務者一斉指定の実現に向けた取組みを推進します。
- (3) 町の基本的な姿勢は「新たな滞納者をつくらない」ことです。滞納者には、文書催告(催告書、差押え予告)、納税が困難な方には、随時、納税相談を実施します。
- (4) 公共施設の一元的な管理を進め、長寿命化や更新時期の平準化、最適規模、最適配置の検討を進めるとともに、ライフサイクルコストを考慮した施設管理に努めます。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対 象	一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金					
指標名	実質公債費比率					
指標の考え方	収入に対する借入金返済の割合を示す数値で、この数値が高いほど財源を他の行政サービスに回す余裕がないことを意味することから、実質公債費比率を指標としました。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく計算方法により、算出します。)					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	15.9%	15.9%	15.5%	15.0%	15.0%	15.0%
実績値	15.9%	15.3%	15.2%			

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- (1) 中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、公表。また、財政計画と毎年度の決算を比較し、その内容を公表するとともに、必要に応じた見直しを図る。
- (2) 予算編成に当たっては、財政計画に従い予算枠配当方式を継続し、元金ベースのプライマリーバランス(基礎的財政収支)のプラスに努める。
- (3) 借入金残高を減らすことにより、実質公債費比率を下げる。
- (4) 借入金残高及び公営企業債に対する繰入金を減らすことにより、将来負担比率を下げる。
- (5) 一般職及び特別職に係る人件費、物件費など経常的経費の節減に引き続き努める。また、無理な投資はしない。
- (6) 必要に応じてアウトソーシングを進める。
- (7) 合併特例債を活用して、合併振興基金の増額を図り、平成28年度から平成32年度までの合併算定替の段階的縮減に伴う地方交付税の減少及び平成33年度以後の一本算定による地方交付税の減少に備える。
- (8) 公営企業に対する一般会計からの基準外繰出金の縮小
- (9) 公営企業については、投下資本を回収するため、定期的な料金水準の見直し。
- (10) 納税者の利便性に配慮したコンビニ収納、ゆうちょ銀行、口座振替等の利用拡大
- (11) 各部署連携による納税相談、徴収対策の実施
- (12) 税務職員の専門性の向上
- (13) ライフサイクルコストを考慮した施設管理の推進《施策7、施策50と連携》

【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方	
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	「財政の健全化」を実現するためには計画的な財政運営が不可欠である。中・長期にわたる財政推計と今後 3 か年間の財政計画の策定から計画的な財政運営に努め、今後の町の将来にわたる「財政の健全化」にアプローチ(接近)する。	
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	今後も臨時財政対策債等の借入れに伴って公債費の増加が見込まれる。よって、借入れと償還についての綿密なる将来推計と計画の策定から、計画的な町債運用を図り、実質公債費比率を目標値である15.0%以下に引き下げる。	
事務事業の展開手法	財政計画の策定と計画的な事業実施から財政の健全化を実現する。そのことから、「政策の計画的運用」の重要性を組織内(職員)に意識づける。そのためには、形式的な計画ではなく、実質的に機能する機能性の高い計画を策定する。	
ウ 人材育成・人材確保など		
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など		本計画は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(第 4 条)」の規定に基づいて策定するものではない。町が自主的に財政の健全化を実現するために策定するものである。 計画を策定して計画に基づく予算執行を原則とするが、種々の要因変化に対しては適時に対応するため毎年度計画数値の見直しを行う。(単年度ローリングの実施)
オ 業務構造、事務事業間の連携など		新たな自主財源の確保対策と町税の収納率の向上、及び事務改善による事務の効率化等によって生まれる予測効果(歳入の伸びと歳出の削減)を財政健全化計画に反映する。

事務事業の再編成

【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
新規	非予算	財政健全運営事業	計画的な財政運営から町の財政の健全化を実現するため財政健全化計画を策定する。計画期間は平成 25 年度から平成 27 年度までとする。	計画 策定	進行 管理		

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

<b>【①基本情報】</b>	調書NO	62.2-3	対象年度	24	担当課	税務課・徴収対策課	課長名	川名政彦・早坂由紀夫
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策24	健全な行財政運営							
施策62	財政を健全化するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平成19年度に策定した財政健全化計画においては、平成19年度から平成23年度までの5年間に生じると予測した財源不足額(約19億2,300万円)の一部について、基金の取り崩しによって補てんすることとしていましたが、実際には財政調整基金及び減債基金を減少させることなく財政運営を行ってきました。</li> <li>➢ これらの基金を減少させなかったことで、東日本大震災時の緊急対策を考える際、大きな不安を抱くことなく対応することができました。</li> <li>➢ 一般会計における地方債残高が平成21年度末で126億5,537万円、平成22年度末で144億5,808万円と増加傾向にあります。</li> <li>➢ これは地方交付税の現金交付の不足分を肩代わりしている臨時財政対策債を引き続き発行したこと、平成22年度において国営かんがい排水事業負担金を償還し、及び大崎東部土地開発公社に対し土地代金を繰上償還するために、合わせて20億9,320万円を借り入れたことにより、増加したものです。</li> <li>➢ 財政健全化については、平成22年度においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた健全化判断比率をクリアしましたが、このことが将来とも財政が健全であり続けることを保証するものではないことから、「事業の選択と集中」を継続的に進め、無駄を排除するとともに、無理な投資は行わないことが必要です。</li> <li>➢ 今後、災害復旧・復興事業を実施していくためには、多額の資金が必要になりますが、大幅な税収の落ち込みが予想され、一段と厳しい財政運営となることから、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、確実に実施していかなければなりません。</li> <li>➢ 町税、特に町民税及び固定資産税の賦課額が減少している中で、自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化には重要です。また、徴収対策の強化は、税の公平性と納税秩序の上からも重要です。</li> <li>➢ 東日本大震災により倒壊した家屋、その後新築される家屋が相当数に及ぶことから、課税客体の適正把握に努めなければなりません。</li> </ul>
---

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

実質公債費比率の上昇を抑制することにより、自由に使える財源を増やす。
------------------------------------

収納率の向上を図る。
------------

収納率の向上を図る。
------------

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 見直し後の総合計画における主な事業に係る経費並びに一般職に属する職員に係る定員適正化計画に基づく人件費及び特別職に係る人件費を推計の上、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、毎年度の予算に反映させ、着実に実施していくこととします。</li> <li>(2) 現年度の収納率向上に向けて、納税者の利便性に配慮し、コンビニ収納及びゆうちょ銀行納付を継続するとともに、新たにクレジット収納も検討します。電話催告などについては、一部民間委託を推進します。また、住民税特別徴収義務者一斉指定の実現に向けた取組みを推進します。</li> <li>(3) 町の基本的な姿勢は「新たな滞納者をつくらない」ことです。滞納者には、文書催告(催告書、差押え予告)、納税が困難な方には、随時、納税相談を実施します。</li> <li>(4) 公共施設の一元的な管理を進め、長寿命化や更新時期の平準化、最適規模、最適配置の検討を進めるとともに、ライフサイクルコストを考慮した施設管理に努めます。</li> </ol>
---

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対 象	町税(町民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税)					
指標名	現年度分の町税の収納率					
指標の考え方	自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化に重要です。また、徴収の強化は、税の公平性、納税秩序の上からも重要であることから、収納率の向上を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	96.3%	97.0%	97.4%	97.8%	98.0%	98.0%
実績値	96.3%	97.1%				

基準値の設定概要	
----------	--

対 象	町税(町民税・固定資産税・軽自動車税・都市計画税)					
指標名	滞納繰越分の町税の収納率					
指標の考え方	自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化に重要です。また、徴収の強化は、税の公平性、納税秩序の上からも重要であることから、収納率の向上を目標としました。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	26.8%	30%	30%	30%	30%	30%
実績値	26.8%	30.2%				

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、公表。また、財政計画と毎年度の決算を比較し、その内容を公表するとともに、必要に応じた見直しを図る。</li> <li>(2) 予算編成に当たっては、財政計画に従い予算枠配当方式を継続し、元金ベースのプライマリーバランス(基礎的財政収支)のプラスに努める。</li> <li>(3) 借入金残高を減らすことにより、実質公債費比率を下げる。</li> <li>(4) 借入金残高及び公営企業債に対する繰入金を減らすことにより、将来負担比率を下げる。</li> <li>(5) 一般職及び特別職に係る人件費、物件費など経常的経費の節減に引き続き努める。また、無理な投資はしない。</li> <li>(6) 必要に応じてアウトソーシングを進める。</li> <li>(7) 合併特例債を活用して、合併振興基金の増額を図り、平成28年度から平成32年度までの合併算定替の段階的縮減に伴う地方交付税の減少及び平成33年度以後の一本算定による地方交付税の減少に備える。</li> <li>(8) 公営企業に対する一般会計からの基準外繰出金の縮小</li> <li>(9) 公営企業については、投下資本を回収するため、定期的な料金水準の見直し。</li> <li>(10) 納税者の利便性に配慮したコンビニ収納、ゆうちょ銀行、口座振替等の利用拡大</li> <li>(11) 各部署連携による納税相談、徴収対策の実施</li> <li>(12) 税務職員の専門性の向上</li> <li>(13) ライフサイクルコストを考慮した施設管理の推進《施策7、施策50と連携》</li> </ol>
--

【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	町税並びに国民健康保険税の収納率向上を図るとともに、私債権を含めた町の債権徴収の一元化を目標とする。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	数値目標の設定、現年度分の徴収について特に収納率を向上させる手段を講ずる。 私債権を含めた未納管理を徹底し、町債権の多重債権に対する徴収を一元化し重複業務の解消を図る。
事務事業の展開手法	適正な業務遂行のための人材育成と適正な人員配置
ウ 人材育成・人材確保など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務職員、債権管理を所管する職員に対し専門研修を計画的に実施する。</li> <li>・賦課業務等の様な経験と知識を必要とする職員に対する専門知識習得のための研修の実施</li> <li>・自力執行権のある債権と民事訴訟債権(私債権)に対応した執行体制の確立</li> </ul>
エ 、規制、インセンティブ、情報、環境要因など	徴収一元化のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公債権、私債権一元徴収のための債権管理条例等の整備</li> <li>・債権一元化徴収のためのデータ管理の手法の構築</li> </ul> 町県民税の特別徴収義務者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づき特別徴収義務者の拡大を図る。</li> </ul>
オ 業務構造、事務事業間の連携など	収納率対策本部会議の活性化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公債権、私債権一元化に向けた関係部署間の連携体制の構築</li> </ul> 納付方法の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付方法の拡大を図るため、コンビニエンスストアや口座振替の利用率向上とクレジット収納の追加を検討</li> </ul> 訪問徴収の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の納付遅延者に対する訪問徴収サービスは、不公平であることから縮減し、最終的には廃止とすることを検討</li> </ul> 納付勧奨手段の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・納付遅延者に対する納税催告(しょうよう)の手段としていた「訪問徴収」に代えてコールセンターの設置を検討</li> </ul> 処分執行の迅速化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納処分の執行を適正に実施する。</li> </ul> 町県民税の特別徴収義務者の拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通徴収の給与所得者を対象に特別徴収へ移行拡大を図る。</li> </ul>

事務事業の再編成

【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	町税等収納率向上事業	コンビニエンスストア、口座振替納付に加えクレジット収納の導入を検討する。 債権一元化のための情報連携システムを構築し、町税等収納率向上のためコールセンターの設置を検討し納付遅延者の納付干渉を行い、特定の遅延者に対する訪問徴収は、最終的には廃止 給与所得者の町県民税を特別徴収で納付できるよう特別徴収義務者の拡大を図る。				
新規	予算	固定資産税家屋照合調査事業 ※施策42/再掲	町内全域の家屋を対象に現地照合調査を実施することにより、課税客体の適正な把握を行う。				
既存	予算	国保会計 収納率向上事業	コンビニエンスストア、口座振替納付に加えクレジット収納の導入を検討する。 債権一元化のための情報連携システムを構築し、収納率向上のためコールセンターの設置を検討し納付遅延者の納付干渉を行い、特定の遅延者に対する訪問徴収は、最終的には廃止				
既存	予算	インターネット公売実施事業	差し押さえた不動産、動産をインターネットを利用し換価する。				

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

<b>【①基本情報】</b>	調書NO	62. 4	対象年度	24	担当課	防災管財課	課長名	伊勢 聡
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策24	健全な行財政運営							
施策62	財政を健全化するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

- 平成19年度に策定した財政健全化計画においては、平成19年度から平成23年度までの5年間に生じると予測した財源不足額(約19億2,300万円)の一部について、基金の取り崩しによって補てんすることとしていましたが、実際には財政調整基金及び減債基金を減少させることなく財政運営を行ってきました。
- これらの基金を減少させなかったことで、東日本大震災時の緊急対策を考える際、大きな不安を抱くことなく対応することができました。
- 一般会計における地方債残高が平成21年度末で126億5,537万円、平成22年度末で144億5,808万円と増加傾向にあります。
- これは地方交付税の現金交付の不足分を肩代わりしている臨時財政対策債を引き続き発行したこと、平成22年度において国営かんがい排水事業負担金を償還し、及び大崎東部土地開発公社に対し土地代金を繰上償還するために、合わせて20億9,320万円を借り入れたことにより、増加したものです。
- 財政健全化については、平成22年度においては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められた健全化判断比率をクリアしましたが、このことが将来とも財政が健全であり続けることを保証するものではないことから、「事業の選択と集中」を継続的に進め、無駄を排除するとともに、無理な投資は行わないことが必要です。
- 今後、災害復旧・復興事業を実施していくためには、多額の資金が必要になりますが、大幅な税収の落ち込みが予想され、一段と厳しい財政運営となることから、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、確実に実施していかなければなりません。
- 町税、特に町民税及び固定資産税の賦課額が減少している中で、自主財源である町税の収入の確保は、財政の健全化には重要です。また、徴収対策の強化は、税の公平性と納税秩序の上からも重要です。
- 東日本大震災により倒壊した家屋、その後に新築される家屋が相当数に及ぶことから、課税客体の適正把握に努めなければなりません。

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

実質公債費比率の上昇を抑制することにより、自由に使える財源を増やす。

収納率の向上を図る。

収納率の向上を図る。

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

- 見直し後の総合計画における主な事業に係る経費並びに一般職に属する職員に係る定員適正化計画に基づく人件費及び特別職に係る人件費を推計の上、中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、毎年度の予算に反映させ、着実に実施していくこととします。
- 現年度の収納率向上に向けて、納税者の利便性に配慮し、コンビニ収納及びゆうちょ銀行納付を継続するとともに、新たにクレジット収納も検討します。電話催告などについては、一部民間委託を推進します。また、住民税特別徴収義務者一斉指定の実現に向けた取組みを推進します。
- 町の基本的な姿勢は「新たな滞納者をつくらない」ことです。滞納者には、文書催告(催告書、差押え予告)、納税が困難な方には、随時、納税相談を実施します。
- 公共施設の一元的な管理を進め、長寿命化や更新時期の平準化、最適規模、最適配置の検討を進めるとともに、ライフサイクルコストを考慮した施設管理に努めます。

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象						
指標名						
指標の考え方						
目標値						
実績値						

基準値の設定概要	
----------	--

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

- 中期(平成24年度から平成27年度まで)の財政計画を策定し、公表。また、財政計画と毎年度の決算を比較し、その内容を公表するとともに、必要に応じた見直しを図る。
- 予算編成に当たっては、財政計画に従い予算枠配当方式を継続し、元金ベースのプライマリーバランス(基礎的財政収支)のプラスに努める。
- 借入金残高を減らすことにより、実質公債費比率を下げる。
- 借入金残高及び公営企業債に対する繰入金を減らすことにより、将来負担比率を下げる。
- 一般職及び特別職に係る人件費、物件費など経常的経費の節減に引き続き努める。また、無理な投資はしない。
- 必要に応じてアウトソーシングを進める。
- 合併特例債を活用して、合併振興基金の増額を図り、。平成28年度から平成32年度までの合併算定替の段階的縮減に伴う地方交付税の減少及び平成33年度以後の一本算定による地方交付税の減少に備える。
- 公営企業に対する一般会計からの基準外繰出金の縮小
- 公営企業については、投下資本を回収するため、定期的な料金水準の見直し。
- 納税者の利便性に配慮したコンビニ収納、ゆうちょ銀行、口座振替等の利用拡大
- 各部署連携による納税相談、徴収対策の実施
- 税務職員の専門性の向上
- ライフサイクルコストを考慮した施設管理の推進《施策7、施策50と連携》

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	ライフサイクルコストを考慮した施設管理の推進については、町営住宅長寿命化計画にみられるような、施設の適正な管理と計画的な改修・修繕を行っていくことが必要である。
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	中長期的な視点からの施設の存廃に係る管理運営計画と、短期的に必要な施設の改修・修繕計画の二本立てで事務事業を展開する。
事務事業の展開手法	
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 、規制、インセンティブ、情報、環境要因など	施設管理運営計画をベースに、施設管理者、担当者からの聞き取りによる改修・修繕要望の把握を行う。
オ 業務構造、事務事業間の連携など	耐用年数を考慮しつつ、売却、賃借も含めた遊休施設等についての有効活用を図るため、まちづくり、財政担当課と連携を図っていく。



## 【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27	
既存	予算	本庁舎施設管理	本庁舎の施設管理を実施	_____	_____	_____	_____	
既存	予算	東庁舎施設管理	東庁舎の施設管理を実施	_____	_____	_____	_____	
既存	予算	南郷庁舎施設管理	南郷庁舎の施設管理を実施	_____	_____	_____	_____	
既存	予算	職員宿舎等施設管理	職員宿舎等の施設管理を実施	_____	_____	_____	_____	
既存	予算	旧教育財産等施設管理	旧教育財産等の施設管理を実施	_____	_____	_____	_____	
既存	予算	旧町立南郷歯科診療所 施設管理	旧町立南郷歯科診療所の施設管理を実施	_____	_____	_____	_____	
既存	予算	結の郷活性化施設管理	結の郷活性化の施設管理を実施	_____	_____	_____	_____	

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	

# 政策・施策形成に係る事務事業編成シート

【①基本情報】	調書NO	63	対象年度	24	担当課	総務課	課長名	佐々木 守
分野分類	自立をめざすまちづくり							
政策24	健全な行財政運営							
施策63	住民の立場に立った行政サービスを提供するための対策							

## 【②現状と課題(計画抜粋)】

<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 職員研修については、これまで研修機関等が開催する研修に職員を派遣する派遣研修を中心に実施してきました。今後は、町が主体となって企画・開催する主体性のある職員研修の実施が求められています。</li> <li>➢ 職員給与の見直しと職員の定員管理については毎年度実施しており、その実施状況をホームページと広報紙で公表しています。</li> <li>➢ 平成19年4月に「美里町定員適正化計画」を策定し、計画的な定員管理に努めてきました。</li> <li>➢ 住民が町政に関心を持ち町政に参加するためには、住民と行政の情報の共有が欠かせません。このことから、町の積極的な行政情報の公開と提供が強く求められています。</li> <li>➢ 技術革新による多様なメディアがあるにもかかわらず、それらを活用した情報発信が十分ではありません。特に、公式ホームページ上のコンテンツの充実と携帯電話を活用した情報発信が求められています。</li> <li>➢ 住民懇談会における参加者数は少なく、また一部の住民に固定化する傾向にあります。開催方法と内容について見直しが必要です。</li> <li>➢ パブリックコメント手続は制度化されたものの、住民参加、住民意向の把握として有効な手段になっていません。周知の徹底や応募意見の反映など、実施方法の見直しが必要です。</li> <li>➢ 各種委員会等の会議の中には、形式的に運営される会議も一部に見受けられます。住民ニーズを把握する有効な手段として、また、住民の大切な協議機関として、各種の会議運営のあり方を見直していかなければなりません。</li> </ul>
---

## 【③施策の意図(計画抜粋)】

行政サービスの品質向上を図る。
-----------------

## 【④施策の展開(計画抜粋)】

<p>【施策の展開】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人材育成基本方針を策定して、本町が目指す職員像を明確にします。この職員像を実現するため、計画的で戦略的な研修を、町が主体性をもって継続的に実施します。</li> <li>(2) 職員の意識改革を図るために、職員研修の徹底と人事評価の導入を行います。</li> <li>(3) 第2次定員適正化計画を策定し、今後も職員数の適正管理を行います。</li> <li>(4) 若手職員を育成するために、業務を通じた職場内研修の制度化を図ります。</li> <li>(5) 専門指導員による接遇対策を定期的開催し、職員の接遇向上を図ります。また、外部評価委員による職員の接遇評価を実施します。</li> <li>(6) 「求められてから出す」の姿勢から「求められる前に出す」の姿勢に改めて、積極的な情報開示に努め、住民との情報共有を進めます。</li> <li>(7) 技術革新が進む中、多様な情報媒体の積極的な活用を図ります。</li> <li>(8) 住民懇談会、パブリックコメント手続等の広聴制度の見直しを行います。また、住民の町政参加の多様な方法について導入の検討と試みを行います。</li> </ol>
---

## 【⑤主要な目標(計画抜粋)】

対象	美里町職員(臨時職員等を含む)					
指標名	外部評価による職員の接遇評価結果					
指標の考え方	接遇は行政サービス提供の入り口です。接遇対策を定期的開催し、職員の接遇向上を図るため、外部評価委員による接遇評価の結果を指標としました。 ※平成24年度に実施するアンケート調査結果を基準値とします。					
目標値	H22(実績)	H23	H24	H25	H26	H27
	—	—	基準値	基準値↑	基準値↑	基準値↑
実績値	—	—				

基準値の設定概要	外部評価委員による接遇評価を実施する。
----------	---------------------

## 【⑥具体的な取り組み(計画抜粋)】

<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 人材育成基本方針の策定と職員研修の徹底</li> <li>(2) 人事評価制度の導入</li> <li>(3) 第2次定員適正化計画の策定</li> <li>(4) 接遇研修と外部評価制度の導入による顧客満足度の向上</li> <li>(5) 若手職員育成研修の制度化</li> <li>(6) 人事方針の策定と公表</li> <li>(7) (仮称)町政相談員制度の導入</li> <li>(8) 事務カイゼン指導員の配置</li> <li>(9) 公益通報者保護制度の整備</li> <li>(10) 行政情報コーナーの拡充整備</li> <li>(11) 個人情報保護条例の制定</li> <li>(12) 行政情報の開示拡大のための制度の整備</li> <li>(13) 多様な媒体を活用した行政情報の受発信</li> </ol>
--

## 【⑦既存事務事業】 別紙「既存事務事業一覧表」のとおり

## 【⑧施策に対する事務事業の有効性検討】

区分	有効性に関する担当課の考え方
ア 施策の意図・対象に対する展開手法	<p>行政サービスの品質向上のためには、広報広聴活動を積極的にを行い、職員の資質の向上を図りながら、組織的に責任ある仕組みを確立することが大切である。</p> <p>広報広聴活動については、町民の声を広く聴くために住民懇談会を実施してきたが、様々な年代の方々から多くの意見や提案が寄せられるように活動手法を多様化する必要がある。また、住民ニーズに適応した情報を発信する仕組みを確立する。</p> <p>なお、スピード感を持って町民の声を反映していくためには、組織運営における有効な仕組みを確立し、広報広聴及び施策形成並びに予算編成等について連携を強化した新たなサイクルを確立しなければならない。</p> <p>また、これまで、職員数を削減してきたが、他の施策と連携し、行政サービスの低下を招かないように、職員の質的向上を図るため接遇や管理職向けの研修に取り組み、目指す職員像を明らかにした人材育成計画を策定することで、計画的に職員全体のスキルアップを図る。そのためには、専門的な視点を入れながら人事評価手法を導入するなどの取組みを進める。</p>
イ 主要な目標・対象に対する展開手法	<p>施策を実現するための主要な目標として、職員の接遇向上を設定している。接遇は、人材育成の基本であり、職員研修の継続的な課題テーマである。</p> <p>接遇の向上を図るためには、定期的な研修の開催はもちろん、日々の職場において、職員の意識的な取組みや職員間の活発な議論による「知恵・知識」を共有する職場のマネジメントを確立しながら、職員全体の意識改革を進める。</p> <p>そして、組織を管理する上で必要とされるマネジメント能力、ファシリテーション能力等の研修を積極的に進め、価値観の相違や情報の不足から住民が不快な思いをすることがないように、職員全体のコミュニケーション能力の向上に努める。</p> <p>また、職員が、常に、接遇を意識することができるように定期的な情報発信を行うとともに、外部評価により客観性を確保しながら改善に努めることで、接遇の向上を図る。</p>
事務事業の展開手法	<p>すべての職員の能力開発への動機付けに繋がる、職員像の設定、適材適所のジョブローテーション、各種研修や自己啓発支援、外部機関への派遣等から多様な経験ができる人事管理の仕組みを構築する。</p> <p>そして、研修及び職場での実践を通じて、コンセプトチャルスキル(問題発見・解決能力)、ヒューマンスキル(対人能力)、テクニカルスキル(知識・技術)の向上を目指す。</p>
ウ 人材育成・人材確保など	
エ 規制、インセンティブ、情報、環境要因など	<p>地方分権・地域主権により自治体の裁量・権限が強化され、自治体ごとの施策実施及び町民への説明責任が求められるとともに、住民の参画ニーズも高まっている。</p> <p>このことから、情報の提供方法をルール化し情報の品質を高めるとともに、情報技術を活用した積極的な情報提供を進めることで、広聴活動の強化につなげる。</p> <p>また、法令執務を強化し時代のニーズに合った条例等の整備に努める。</p>
オ 業務構造、事務事業間の連携など	<p>「施策 61 行政運営の効率化を推進するための対策」の効率化を求める展開手法との連携を考慮した事業スケジュールにより、施策の実現を目指す。</p>

事務事業の再編成

【⑨事務事業の再編成】

事業区分	予算区分	事業名(中事業名)	事業概要	H24	H25	H26	H27
既存	予算	職員研修事業	人材育成計画を策定し、計画的に各種研修を進めながら、評価手法を取入れ、職員の質的向上を図りながら、定員適正化に努める。 ○人材育成計画の策定 ○人事管理の仕組み構築 ○庁内研修の充実 ○待遇の向上に向けた外部評価 ○職員のスキルアップ情報紙の発行	■	■	■	■
新規	非予算	(上記事業に含む)	苦情申出の要綱を整備し、苦情から潜在化している課題を明らかにして、研修内容の見直し及び研修の成果の検証を行う。	■	■	■	■
既存	予算	庁内情報化推進事業	住民サービスの安定性・正確性、個人情報の保護を確保するために情報システム機器の安定した運用を行う。 また、行政イントラを活用した職員間の情報共有を進める。 さらには、マイナンバー制度が導入された場合における交付窓口業務の改善を図る。	■	■	■	■
既存	予算	地域情報化推進事業	情報技術を活用して、“いつでも、どこでも、だれでも”必要に応じてインターネットを活用した電子申請の利用を推進するため、利用可能な手続数の増加と住民へ周知を図り、利便性の向上を図る。	■	■	■	■
既存	予算	広報広聴事業(広報関係)	広報みさとの発行及びホームページの充実を図る。 高度化・多様化している情報技術の有効性を検討し、住民が求める必要な情報を迅速に提供できる環境を構築する。	■	■	■	■
既存	予算	広報広聴事業(広聴関係)	住民懇談会については、例年、参加人数が少ないことから、テーマ・開催方法・周知方法について見直しを行う。 また、パブリックコメントについても意見を提出する住民が少ないことから、周知方法及び募集期間を見直して行政及び住民それぞれの立場から有効性を検証する。 なお、広聴活動を強化し、住民から多くの意見・提案を提出してもらうために、新たに提案箱を設置しているが、今後、相談員・モニター等の新たな制度の導入についても検討を進める。 なお、各種取組について、周知する機会・方法を検討し、周知の徹底を図る。	■	■	■	■
既存	予算	行政区長設置事業	各行政区に行政区長を置き、地域の課題、行政に対する住民の意見要望を把握するとともに、地域課題の解決支援、行政運営の改善に努める。	■	■	■	■
既存	予算	個人情報保護審議会運営	個人情報の外部提供業務や個人情報を取扱う業務に関し、調査、審議をし、個人情報の保護を確保する。 なお、個人情報保護について、電子計算機に係る条例の整備となっており、速やかに、個人情報保護条例を制定する。	■	■	■	■
既存	予算	情報公開審査会運営	情報公開に係る決定について、公開請求者がその決定に不服があった際に実施機関から諮問を受け、その諮問内容に係る事項について調査、審査し、当該実施機関に対し答申を行う機関を設置し、公平性と透明性を確保する。	■	■	■	■

既存	予算	法令管理事業	組織全体の政策法務能力を高め、課題解決及び政策実現のために条例等の制定改廃を行う。	■	■	■	■
----	----	--------	---	---	---	---	---

【⑩外部評価意見】

事務事業形成に係る外部評価委員の意見			
主任評価委員		評価委員	